

指定介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団が開設する伊丹・摂陽指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」という。）に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の担当職員は、要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（以下「要支援者等」という。）が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者等の依頼を受けて、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス等事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊丹・摂陽地域包括支援センター
- (2) 所在地 伊丹市行基町1丁目9番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上（常勤）

管理者は、事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

- (2) 担当職員

保健師（保健師に準ずる者） 1名以上（常勤）

介護支援専門員 1名以上（常勤）

社会福祉士（社会福祉士に準ずる者） 1名以上 （常勤）

担当職員は、指定介護予防支援等の提供に当たる。

(3) 事務職員 1名（非常勤）

必要な事務を行う。

2 管理者及び担当職員は、当該指定介護予防支援等事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

（指定介護予防支援等の提供方法、内容）

第6条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス・支援計画（以下「計画」という。）を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) その他具体的には伊丹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に従って実施する。

（指定介護予防支援等の利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び伊丹市長が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊丹小学校・摂陽小学校区域とする。

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援等又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに伊丹市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(暴力団等の影響排除)

第11条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計

画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 当事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、伊丹市及び伊丹市社会福祉協議会、他の指定介護予防支援等事業者との連携を図ることとする。
- 3 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 5 当事業所は、指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
また、利用者、その家族その他の関係者等からの暴言、暴行、脅迫、過度な要求、継続的又は執拗な言動その他の著しい迷惑行為により、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な体制を整備し、適切な措置を講じるものとする。

- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は伊丹市，社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，令和 8 年 10 月 1 日から施行する。